

新旧対照表

○ 千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

改正後	改正前
<p>千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和56年3月31日 公安委員会規則第4号</p>	<p>千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和56年3月31日 公安委員会規則第4号</p>
<p>改正 昭和57年7月2日公安委員会規則第11号</p> <p>平成4年2月28日公安委員会規則第4号</p> <p>平成6年11月25日公安委員会規則第18号</p> <p>平成12年3月31日公安委員会規則第4号</p> <p>平成16年3月30日公安委員会規則第2号</p> <p>平成18年3月31日公安委員会規則第9号</p> <p>平成21年12月3日公安委員会規則第14号</p> <p>平成27年2月27日公安委員会規則第3号</p> <p>平成30年10月19日公安委員会規則第8号</p>	<p>改正 昭和57年7月2日公安委員会規則第11号</p> <p>平成4年2月28日公安委員会規則第4号</p> <p>平成6年11月25日公安委員会規則第18号</p> <p>平成12年3月31日公安委員会規則第4号</p> <p>平成16年3月30日公安委員会規則第2号</p> <p>平成18年3月31日公安委員会規則第9号</p> <p>平成21年12月3日公安委員会規則第14号</p> <p>平成27年2月27日公安委員会規則第3号</p> <p>平成30年10月19日公安委員会規則第8号</p>
<p>千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可（第8条—第34条）</p> <p>第3章 雑則（第35条—第38条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第</p>	<p>千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 銃砲又は刀剣類の所持の許可（第8条—第34条）</p> <p>第3章 雑則（第35条—第38条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第</p>

改正後	改正前
<p>33号。以下「令」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。)及び指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号。以下「射場内閣府令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の交付等)</p>	<p>33号。以下「令」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。)及び指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号。以下「射場内閣府令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の交付等)</p>
<p>第2条 法、令、施行規則、射場内閣府令及びこの規則の規定により千葉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)又は警察署長(以下「署長」という。)が発する書類を交付する場合は、当該書類の交付を受けるべき者の住所地若しくは事業場の所在地を管轄する警察署又はその者の住所地若しくは事業場の所在地において行う。ただし、次の各号に掲げる書類は、千葉県警察本部において交付する。</p> <p>(1) 施行規則第18条の規定による打刻命令書(法第4条の4第2項の規定により打刻を命ずる場合に係るものを除く。)</p> <p>(2) 施行規則第21条の規定による講習修了証明書(第12条に規定する猟銃等初心者講習及びクロスボウ初心者講習の場合に限る。)</p> <p>(3) 射場内閣府令第11条の規定による指定通知書</p> <p>(4) 射場内閣府令第14条の規定による指定解除通知書</p> <p>(5) 第10条に規定する不許可(不更新)(不指定)通知書(指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場に係るものに限る。)</p> <p>(6) 施行規則第51条の規定による教習射撃場指定書</p> <p>(7) 第27条に規定する教習用(練習用)備付け銃保管状況改善等命令書</p> <p>(8) 施行規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書</p> <p>(9) 施行規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書</p> <p>(10) 第32条に規定する保管業務改善等命令書</p> <p>(11) 施行規則第65条の規定による練習射撃場指定書</p> <p>(12) 施行規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書</p> <p>(13) 施行規則第81条の規定による年少射撃資格講習修了証明書</p> <p>(14) 施行規則第93条の規定による保管業務廃止等命令書</p> <p>2 前項の規定により交付し、又は郵便により送達すべき書類について、これを受けるべき者の所在が明らかでない場合は、公安委員会又は署長は、その交付又は送達に代えて公示送達するものとする。</p> <p>(受領書の徴収)</p>	<p>第2条 法、令、施行規則、射場内閣府令及びこの規則の規定により千葉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)又は警察署長(以下「署長」という。)が発する書類を交付する場合は、当該書類の交付を受けるべき者の住所地若しくは事業場の所在地を管轄する警察署又はその者の住所地若しくは事業場の所在地において行う。ただし、次の各号に掲げる書類は、千葉県警察本部において交付する。</p> <p>(1) 施行規則第18条の規定による打刻命令書(法第4条の4第2項の規定により打刻を命ずる場合に係るものを除く。)</p> <p>(2) 施行規則第21条の規定による講習修了証明書(第12条に規定する初心者講習の場合に限る。)</p> <p>(3) 射場内閣府令第11条の規定による指定通知書</p> <p>(4) 射場内閣府令第14条の規定による指定解除通知書</p> <p>(5) 第10条に規定する不許可(不更新)(不指定)通知書(指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場に係るものに限る。)</p> <p>(6) 施行規則第51条の規定による教習射撃場指定書</p> <p>(7) 第27条に規定する教習用(練習用)備付け銃保管状況改善等命令書</p> <p>(8) 施行規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書</p> <p>(9) 施行規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書</p> <p>(10) 第32条に規定する猟銃等保管業務改善等命令書</p> <p>(11) 施行規則第65条の規定による練習射撃場指定書</p> <p>(12) 施行規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書</p> <p>(13) 施行規則第81条の規定による年少射撃資格講習修了証明書</p> <p>(14) 施行規則第93条の規定による猟銃等保管業務廃止等命令書</p> <p>2 前項の規定により交付し、又は郵便により送達すべき書類について、これを受けるべき者の所在が明らかでない場合は、公安委員会又は署長は、その交付又は送達に代えて公示送達するものとする。</p> <p>(受領書の徴収)</p>
<p>第3条 公安委員会又は署長が発する書類のうち、次の各号に掲げる書類を</p>	<p>第3条 公安委員会又は署長が発する書類のうち、次の各号に掲げる書類を</p>

改正後	改正前
<p>交付したときは、別記第1号様式の受領書を徴収するものとする。 (1) 第9条の2(第33条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する受診等命令書 (2) 第10条に規定する不許可(不更新)(不指定)通知書 (3) 第19条に規定する技能検定申請却下通知書 (4) 施行規則第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書 (5) 施行規則第53条の規定による教習射撃指導員解任命令書 (6) 第25条に規定する教習(練習)資格不認定通知書 (7) 第26条に規定する教習(練習)資格認定取消通知書 (8) 施行規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書 (9) 施行規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書 (10) 施行規則第67条の規定による練習射撃指導員解任命令書 (11) 施行規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書 (12) 第27条の2に規定する年少射撃資格不認定通知書 <u>(13) 第27条の7に規定するクロスボウ射撃資格不認定通知書</u> <u>(14) 第27条の8に規定するクロスボウ射撃資格認定取消通知書</u> <u>(15) 第30条に規定する立入検査通知書</u> <u>(16) 施行規則第93条の規定による保管業務廃止等命令書</u> <u>(17) 第33条に規定する銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書</u> <u>(18) 第33条の2に規定する年少射撃資格認定取消通知書</u> <u>(19) 第33条の3第1項に規定する報告徴収書</u> <u>(20) 施行規則第113条の規定による提出命令書</u> (届出を受理した旨の記載) 第4条 施行規則第4条第3項、第58条第2項、第72条、第90条第3項、第100条第3項、第102条第4項及び第103条第2項の規定により提出された届出書2通のうち1通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するときの受理した旨の記載は、次のとおりとする。 <u>(銃砲等又は刀剣類製造事業等の廃止の届出)</u> 第5条 施行規則第4条第4項の規定による銃砲等又は刀剣類の製造、製作又は販売の事業の廃止の届出は、別記第2号様式の銃砲等又は刀剣類製造(製作)(販売)事業廃止届出書を提出して行わなければならない。 (人命救助等に従事する者届出済証明書亡失等の届出等) 第6条 施行規則第5条第3項において準用する施行規則第6条第5項の規</p>	<p>交付したときは、別記第1号様式の受領書を徴収するものとする。 (1) 第9条の2(第33条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する受診等命令書 (2) 第10条に規定する不許可(不更新)(不指定)通知書 (3) 第19条に規定する技能検定申請却下通知書 (4) 施行規則第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書 (5) 施行規則第53条の規定による教習射撃指導員解任命令書 (6) 第25条に規定する教習(練習)資格不認定通知書 (7) 第26条に規定する教習(練習)資格認定取消通知書 (8) 施行規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書 (9) 施行規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書 (10) 施行規則第67条の規定による練習射撃指導員解任命令書 (11) 施行規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書 (12) 第27条の2に規定する年少射撃資格不認定通知書 (新設) (新設) <u>(13) 第30条に規定する立入検査通知書</u> <u>(14) 施行規則第93条の規定による猟銃等保管業務廃止等命令書</u> <u>(15) 第33条に規定する銃砲刀剣類所持許可取消通知書</u> <u>(16) 第33条の2に規定する年少射撃資格認定取消通知書</u> <u>(17) 第33条の3第1項に規定する報告徴収書</u> <u>(18) 施行規則第113条の規定による提出命令書</u> (届出を受理した旨の記載) 第4条 施行規則第4条第3項、第58条第2項、第72条、第90条第3項、第100条第3項、第102条第4項及び第103条第2項の規定により提出された届出書2通のうち1通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するときの受理した旨の記載は、次のとおりとする。 <u>(銃砲刀剣類製造事業等の廃止の届出)</u> 第5条 施行規則第4条第4項の規定による銃砲刀剣類の製造、製作又は販売の事業の廃止の届出は、別記第2号様式の銃砲刀剣類製造(製作)(販売)事業廃止届出書を提出して行わなければならない。 (人命救助等に従事する者届出済証明書亡失等の届出等) 第6条 施行規則第5条第3項の規定による人命救助等に従事する者届出済</p>

改正後	改正前
<p>定による人命救助等に従事する者届出済証明書（以下「届出済証明書」という。）の亡失、盗難又は滅失の届出は、別記第3号様式の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失（盗難）（滅失）届出書（以下「亡失等届出書」という。）を提出して行わなければならない。この場合において、届出済証明書の再交付の申請は、亡失等届出書にその旨を付記して行わなければならない。</p>	<p>証明書（以下「届出済証明書」という。）の亡失、盗難又は滅失の届出は、別記第3号様式の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失（盗難）（滅失）届出書（以下「亡失等届出書」という。）を提出して行わなければならない。この場合において、届出済証明書の再交付の申請は、亡失等届出書にその旨を付記して行わなければならない。</p>
<p>（使用人届出済証明書亡失等の届出等）</p>	<p>（使用人届出済証明書亡失等の届出等）</p>
<p>第7条 前条の規定は、施行規則第6条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出について準用する。この場合において、前条中「別記第3号様式の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失（盗難）（滅失）届出書」とあるのは、「別記第4号様式の使用人届出済証明書亡失（盗難）（滅失）届出書」と読み替えるものとする。</p>	<p>第7条 前条の規定は、施行規則第6条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出について準用する。この場合において、前条中「別記第3号様式の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失（盗難）（滅失）届出書」とあるのは、「別記第4号様式の使用人届出済証明書亡失（盗難）（滅失）届出書」と読み替えるものとする。</p>
<p>第2章 <u>銃砲等</u>又は刀剣類の所持の許可 （<u>射撃競技用拳銃</u>、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間）</p>	<p>第2章 <u>銃砲</u>又は刀剣類の所持の許可 （<u>射撃競技用けん銃</u>、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間）</p>
<p>第8条 令第6条第1項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。</p>	<p>第8条 令第6条第1項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。</p>
<p>2 令第6条第2項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、1年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。 （国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）</p>	<p>2 令第6条第2項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、1年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。 （国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）</p>
<p>第8条の2 令第24条第1項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、60日を超えない範囲内において必要と認める期間とする。 （指示を受けたことがないこと等を誓約する書面）</p>	<p>第8条の2 令第24条第1項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、60日を超えない範囲内において必要と認める期間とする。 （指示を受けたことがないこと等を誓約する書面）</p>
<p>第8条の2の2 施行規則第11条第1項第5号及び第6号に規定する鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府・農林水産省・環境省令第1号）第1条第2号又は第2条第2号に該当する者であることを誓約する書面は、別記第4号様式の2の指示を受けたことがないこと等の誓約書のとおりとする。 （演劇、舞踊その他の芸能の公演等の名称等を記載した書類）</p>	<p>第8条の2の2 施行規則第11条第1項第5号及び第6号に規定する鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府・農林水産省・環境省令第1号）第1条第2号又は第2条第2号に該当する者であることを誓約する書面は、別記第4号様式の2の指示を受けたことがないこと等の誓約書のとおりとする。 （演劇、舞踊その他の芸能の公演等の名称等を記載した書類）</p>
<p>第8条の3 施行規則<u>第11条第1項第14号</u>の規定による書類は、別記第4号様式の2の2の<u>銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）</u>のとおりとする。</p>	<p>第8条の3 施行規則<u>第11条第1項第13号</u>の規定による書類は、別記第4号様式の2の2の<u>銃砲刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）</u>のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(博物館その他これに類する施設の名称等を記載した書類)</p> <p>第8条の4 施行規則第11条第1項第15号の規定による書類は、別記第4号様式の3の銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書(博物館等)のとおりとする。</p> <p>(法人が業務のために所持させる旨を記載した証明書)</p> <p>第9条 施行規則第11条第1項第16号の規定による証明書は、別記第5号様式の証明書のとおりとする。</p> <p>(受診等命令)</p> <p>第9条の2 法第4条の3第2項の規定により医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命じようとするときは、別記第5号様式の2の受診等命令書により行うものとする。</p> <p>(不許可、不更新及び不指定の通知)</p> <p>第10条 法第4条若しくは第6条の規定による許可、法第7条の3の規定による許可の更新又は法第9条の2、第9条の3、第9条の3の2、第9条の4若しくは第9条の9の規定による指定の申請があつた場合において、不許可、不更新又は不指定の処分をしようとするときは、別記第6号様式の不許可(不更新)(不指定)通知書により行うものとする。</p> <p>(猟銃等射撃指導員として必要な知識の有無の認定)</p> <p>第11条 施行規則第42条第1項第4号に定める基準に該当する者であるかどうかの認定(第3項において「認定」という。)は、考査によるものとする。</p> <p>2 前項の規定による考査は択一式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての30問とする。</p> <p>(1) 銃砲を所持する者の社会的責任</p> <p>(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可(以下この項において「所持許可」という。)</p> <p>(3) 所持許可の更新及びその手続</p> <p>(4) 所持許可の失効及びその後の手続</p> <p>(5) 所持許可の取消し</p> <p>(6) 猟銃及び空気銃の所持についての遵守事項</p> <p>(7) 猟銃等射撃指導員の指定</p> <p>(8) 猟銃等射撃指導員の指定の解除</p> <p>(9) 年少射撃資格の認定</p>	<p>(博物館その他これに類する施設の名称等を記載した書類)</p> <p>第8条の4 施行規則第11条第1項第14号の規定による書類は、別記第4号様式の3の銃砲刀剣類所持状況等説明書(博物館等)のとおりとする。</p> <p>(法人が業務のために所持させる旨を記載した証明書)</p> <p>第9条 施行規則第11条第1項第15号の規定による証明書は、別記第5号様式の証明書のとおりとする。</p> <p>(受診等命令)</p> <p>第9条の2 法第4条の3第2項の規定により医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命じようとするときは、別記第5号様式の2の受診等命令書により行うものとする。</p> <p>(不許可、不更新及び不指定の通知)</p> <p>第10条 法第4条若しくは第6条の規定による許可、法第7条の3の規定による許可の更新又は法第9条の2、第9条の3、第9条の4若しくは第9条の9の規定による指定の申請があつた場合において、不許可、不更新又は不指定の処分をしようとするときは、別記第6号様式の不許可(不更新)(不指定)通知書により行うものとする。</p> <p>(射撃指導員として必要な知識の有無の認定)</p> <p>第11条 施行規則第42条第1項第4号に定める基準に該当する者であるかどうかの認定(第3項において「認定」という。)は、考査によるものとする。</p> <p>2 前項の規定による考査は択一式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての30問とする。</p> <p>(1) 銃砲を所持する者の社会的責任</p> <p>(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可(以下この項において「所持許可」という。)</p> <p>(3) 所持許可の更新及びその手続</p> <p>(4) 所持許可の失効及びその後の手続</p> <p>(5) 所持許可の取消し</p> <p>(6) 猟銃及び空気銃の所持についての遵守事項</p> <p>(7) 射撃指導員の指定</p> <p>(8) 射撃指導員の指定の解除</p> <p>(9) 年少射撃資格の認定</p>

改正後	改正前																				
<p>(10) 年少射撃資格の認定の失効及びその後の手続 (11) 年少射撃資格の認定の取消し (12) 猟銃用火薬類等に関する法令 (13) 狩猟に関する法令 (14) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い (15) 猟銃及び空気銃の事故防止 (16) 猟銃又は空気銃による射撃の指導の方法</p> <p>3 認定は、第1項の考査において80パーセント以上の成績を収めた者に対して行うものとする。</p>	<p>(10) 年少射撃資格の認定の失効及びその後の手続 (11) 年少射撃資格の認定の取消し (12) 猟銃用火薬類等に関する法令 (13) 狩猟に関する法令 (14) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い (15) 猟銃及び空気銃の事故防止 (16) 猟銃又は空気銃による射撃の指導の方法</p> <p>3 認定は、第1項の考査において80パーセント以上の成績を収めた者に対して行うものとする。</p>																				
<p><u>(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の開催)</u> 第12条 法第5条の3第1項に規定する講習会（以下「<u>猟銃等講習会</u>」という。）<u>及び法第5条の3の2第1項に規定する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）の開催は、次の表のとおりとする。</u></p>	<p><u>(講習会の開催)</u> 第12条 法第5条の3第1項の規定による講習会（以下「<u>講習会</u>」という。）<u>の開催は、次の表のとおりとする。</u></p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 667 622 707">講習会の種別</th> <th data-bbox="622 667 1037 707">開催方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 707 622 1058">(1) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第5条の2第3項第2号<u>又は第3号に掲げる者</u>に対する<u>猟銃等講習会</u>（以下「<u>猟銃等経験者講習</u>」という。）</td> <td data-bbox="622 707 1037 1058">各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1058 622 1169">(2) 前号以外の者に対する<u>猟銃等講習会</u>（以下「<u>猟銃等初心者講習</u>」という。）</td> <td data-bbox="622 1058 1037 1169">千葉県において原則として毎月1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1169 622 1361">(3) <u>現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けてクロスボウを所持する者に対するクロスボウ講習会</u>（以下「<u>クロスボウ経験者講習</u>」という。）</td> <td data-bbox="622 1169 1037 1361">各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1361 622 1436">(4) 前号以外の者に対する<u>クロスボウ講習会</u>（以下「<u>クロスボ</u>」</td> <td data-bbox="622 1361 1037 1436">千葉県において原則として毎月1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	講習会の種別	開催方法	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第5条の2第3項第2号 <u>又は第3号に掲げる者</u> に対する <u>猟銃等講習会</u> （以下「 <u>猟銃等経験者講習</u> 」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上	(2) 前号以外の者に対する <u>猟銃等講習会</u> （以下「 <u>猟銃等初心者講習</u> 」という。）	千葉県において原則として毎月1回以上	(3) <u>現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けてクロスボウを所持する者に対するクロスボウ講習会</u> （以下「 <u>クロスボウ経験者講習</u> 」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上	(4) 前号以外の者に対する <u>クロスボウ講習会</u> （以下「 <u>クロスボ</u> 」	千葉県において原則として毎月1回以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 667 1585 707">講習会の種別</th> <th data-bbox="1585 667 2000 707">開催方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 707 1585 978">(1) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第5条の2第3項第2号<u>に掲げる者</u>に対する<u>講習会</u>（以下「<u>経験者講習</u>」という。）</td> <td data-bbox="1585 707 2000 978">各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 978 1585 1090">(2) 前号以外の者に対する<u>講習会</u>（以下「<u>初心者講習</u>」という。）</td> <td data-bbox="1585 978 2000 1090">千葉県において原則として毎月1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1090 1585 1361">新設</td> <td data-bbox="1585 1090 2000 1361"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1361 1585 1436">新設</td> <td data-bbox="1585 1361 2000 1436"></td> </tr> </tbody> </table>	講習会の種別	開催方法	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第5条の2第3項第2号 <u>に掲げる者</u> に対する <u>講習会</u> （以下「 <u>経験者講習</u> 」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上	(2) 前号以外の者に対する <u>講習会</u> （以下「 <u>初心者講習</u> 」という。）	千葉県において原則として毎月1回以上	新設		新設	
講習会の種別	開催方法																				
(1) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第5条の2第3項第2号 <u>又は第3号に掲げる者</u> に対する <u>猟銃等講習会</u> （以下「 <u>猟銃等経験者講習</u> 」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上																				
(2) 前号以外の者に対する <u>猟銃等講習会</u> （以下「 <u>猟銃等初心者講習</u> 」という。）	千葉県において原則として毎月1回以上																				
(3) <u>現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けてクロスボウを所持する者に対するクロスボウ講習会</u> （以下「 <u>クロスボウ経験者講習</u> 」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上																				
(4) 前号以外の者に対する <u>クロスボウ講習会</u> （以下「 <u>クロスボ</u> 」	千葉県において原則として毎月1回以上																				
講習会の種別	開催方法																				
(1) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第5条の2第3項第2号 <u>に掲げる者</u> に対する <u>講習会</u> （以下「 <u>経験者講習</u> 」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上																				
(2) 前号以外の者に対する <u>講習会</u> （以下「 <u>初心者講習</u> 」という。）	千葉県において原則として毎月1回以上																				
新設																					
新設																					

改正後

ウ初心者講習」という。)

(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の開催の公表)

第13条 令第17条第2項又は第19条の2第2項の規定による公表は、警察署の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の日時、場所の通知等)

第14条 猟銃等講習会又はクロスボウ講習会の受講の申込みがあつたときは、当該申込者に対して講習用資料を交付するとともに、別記第7号様式の講習通知書を交付して猟銃等講習会又はクロスボウ講習会の日時、場所等を通知するものとする。

(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の講習の内容)

第15条 猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の講習の課目及び時間は、次の表のとおりとする。

講習会の種別	課目	時間
猟銃等経験者講習	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	1時間30分
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間
猟銃等初心者講習	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間10分
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間
クロスボウ経験者講習	クロスボウの所持に関する法令	1時間30分
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1時間
クロスボウ初心者講習	クロスボウの所持に関する法令	2時間10分
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1時間

改正前

(講習会開催の公表)

第13条 令第17条第2項の規定による公表は、警察署の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(講習会の日時、場所の通知等)

第14条 講習会の受講の申込みがあつたときは、当該申込者に対して講習用資料を交付するとともに、別記第7号様式の猟銃等講習通知書を交付して講習会の日時、場所等を通知するものとする。

(講習の内容)

第15条 講習会の講習の課目及び時間は、次の表のとおりとする。

課目	区分	経験者講習	初心者講習
	猟銃及び空気銃の所持に関する法令		1時間30分
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い		1時間	1時間
新設			
新設			

改正後	改正前
<p>2 講習は、前条の規定により交付した講習用資料を使用し、講義形式により行うものとする。 (<u>猟銃等講習に係る考査</u>及び講習修了証明書の交付)</p> <p>第16条 <u>猟銃等初心者講習</u>の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に考査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による考査は正誤式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての50問とする。</p> <p>(1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任 (2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 (3) 猟銃用火薬類等に関する法令 (4) 狩猟に関する法令 (5) 猟銃及び空気銃の事故防止 (6) 猟銃及び空気銃の種類等 (7) 猟銃及び空気銃の使用、保管等についての準則 (8) 実包の運搬及び保管についての一般準則</p> <p>3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、<u>猟銃等初心者講習</u>にあつては第1項の考査において90パーセント以上の成績を収めた者に対し考査終了後、<u>猟銃等経験者講習</u>にあつては<u>猟銃等経験者講習</u>を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。 (技能検定の実施)</p> <p>第17条 法第5条の4第1項の規定による技能検定(以下「技能検定」という。)は、おおむね4月に1回開催するものとする。</p> <p>2 技能検定は、法第9条の2第1項の規定による指定射撃場において実施するものとする。 (技能検定通知書の交付の時期)</p> <p>第18条 施行規則第23条の規定による技能検定通知書の交付は、技能検定の実施の日の10日前までに行うものとする。 (技能検定の受検申請の却下)</p> <p>第19条 法第5条の4第1項の規定による技能検定の受検の申請を却下しようとするときは、別記第8号様式の技能検定申請却下通知書により行うものとする。 (技能検定の従事者)</p>	<p>2 講習は、前条の規定により交付した講習用資料を使用し、講義形式により行うものとする。 (<u>考査</u>及び講習修了証明書の交付)</p> <p>第16条 <u>初心者講習</u>の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に考査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による考査は正誤式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての50問とする。</p> <p>(1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任 (2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 (3) 猟銃用火薬類等に関する法令 (4) 狩猟に関する法令 (5) 猟銃及び空気銃の事故防止 (6) 猟銃及び空気銃の種類等 (7) 猟銃及び空気銃の使用、保管等についての準則 (8) 実包の運搬及び保管についての一般準則</p> <p>3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、<u>初心者講習</u>にあつては第1項の考査において90パーセント以上の成績を収めた者に対し考査終了後、<u>経験者講習</u>にあつては<u>経験者講習</u>を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする (技能検定の実施)</p> <p>第17条 法第5条の4第1項の規定による技能検定(以下「技能検定」という。)は、おおむね4月に1回開催するものとする。</p> <p>2 技能検定は、法第9条の2第1項の規定による指定射撃場において実施するものとする。 (技能検定通知書の交付の時期)</p> <p>第18条 施行規則第23条の規定による技能検定通知書の交付は、技能検定の実施の日の10日前までに行うものとする。 (技能検定の受検申請の却下)</p> <p>第19条 法第5条の4第1項の規定による技能検定の受検の申請を却下しようとするときは、別記第8号様式の技能検定申請却下通知書により行うものとする。 (技能検定の従事者)</p>

改正後	改正前
<p>第20条 技能検定は、公安委員会が指定した千葉県警察本部生活安全部風俗保安課に勤務する警部以上の階級にある警察官及びこれらの者の占める職と同等の職にある職員であつて警察官以外のもの（以下「検定官」という。）に行わせるものとする。この場合において、検定官は、他の警察職員に技能検定に関する事務の補助をさせることができる。</p>	<p>第20条 技能検定は、公安委員会が指定した千葉県警察本部生活安全部風俗保安課に勤務する警部以上の階級にある警察官及びこれらの者の占める職と同等の職にある職員であつて警察官以外のもの（以下「検定官」という。）に行わせるものとする。この場合において、検定官は、他の警察職員に技能検定に関する事務の補助をさせることができる。</p>
<p>第21条及び第22条 削除</p>	<p>第21条 削除</p>
<p>（教習射撃指導員等の住所、氏名等を記載した書類）</p> <p>第23条 施行規則第50条第3号（施行規則第64条において準用する場合を含む。）の書類は、別記第12号様式の教習（練習）射撃指導員名簿のとおりとする。</p> <p>（教習資格認定証の有効期間）</p>	<p><u>（銃砲刀剣類等及び拳銃部品の受領書）</u></p> <p><u>第22条 施行規則第40条の受領書及び施行規則第106条の受領書は、別記第11号様式の銃砲刀剣類等（拳銃部品）受領書のとおりとする。</u></p> <p>（教習射撃指導員等の住所、氏名等を記載した書類）</p>
<p>第23条 施行規則第50条第3号（施行規則第64条において準用する場合を含む。）の書類は、別記第12号様式の教習（練習）射撃指導員名簿のとおりとする。</p> <p>（教習資格認定証の有効期間）</p>	<p>第23条 施行規則第50条第3号（施行規則第64条において準用する場合を含む。）の書類は、別記第12号様式の教習（練習）射撃指導員名簿のとおりとする。</p> <p>（教習資格認定証の有効期間）</p>
<p>第24条 令第26条第2項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、3月とする。</p> <p>（教習資格及び練習資格の不認定の通知）</p>	<p>第24条 令第26条第2項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、3月とする。</p> <p>（教習資格及び練習資格の不認定の通知）</p>
<p>第25条 第19条の規定は、法第9条の5第2項の規定による教習資格の認定及び法第9条の10第2項の規定による練習資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第13号様式の教習（練習）資格不認定通知書」と読み替えるものとする。</p> <p>（教習資格及び練習資格の認定の取消し）</p>	<p>第25条 第19条の規定は、法第9条の5第2項の規定による教習資格の認定及び法第9条の10第2項の規定による練習資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第13号様式の教習（練習）資格不認定通知書」と読み替えるものとする。</p> <p>（教習資格及び練習資格の認定の取消し）</p>
<p>第26条 法第9条の5第3項の規定による教習資格の認定の取消し又は法第9条の10第3項の規定による練習資格の認定の取消しをしようとするときは、別記第14号様式の教習（練習）資格認定取消通知書により行うものとする。</p> <p>（教習用備付け銃及び練習用備付け銃の保管の設備又は方法の改善命令等）</p>	<p>第26条 法第9条の5第3項の規定による教習資格の認定の取消し又は法第9条の10第3項の規定による練習資格の認定の取消しをしようとするときは、別記第14号様式の教習（練習）資格認定取消通知書により行うものとする。</p> <p>（教習用備付け銃及び練習用備付け銃の保管の設備又は方法の改善命令等）</p>
<p>第27条 法第9条の7第3項（法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による教習用備付け銃及び練習用備付け銃に係る保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第15号様式の教習用（練習用）備付け銃保管状況改善等</p>	<p>第27条 法第9条の7第3項（法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による教習用備付け銃及び練習用備付け銃に係る保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第15号様式の教習用（練習用）備付け銃保管状況改善等</p>

改正後	改正前
<p>命令書により行うものとする。 (年少射撃資格の不認定の通知)</p> <p>第27条の2 第19条の規定は、法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第15号様式の2の年少射撃資格不認定通知書」と読み替えるものとする。 (年少射撃資格講習会の開催)</p> <p>第27条の3 法第9条の14第1項の規定による講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）は、千葉市において原則として6月に1回以上開催するものとする。 (年少射撃資格講習会開催の公表)</p> <p>第27条の4 第13条の規定は、令第29条第1項の規定による公表について準用する。 (年少射撃資格講習会の日時、場所の通知等)</p> <p>第27条の5 年少射撃資格講習会の受講の申込みがあつたときは、当該申込者に対して講習用資料を交付するとともに、別記第15号様式の3の年少射撃資格講習通知書を交付して当該講習会の日時、場所等を通知するものとする。 (考査及び年少射撃資格講習修了証明書の交付)</p> <p>第27条の6 年少射撃資格講習会の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に考査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による考査は正誤式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての50問とする。</p> <p>(1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任 (2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 (3) 空気銃の事故防止 (4) 空気銃の種類等 (5) 空気銃の使用、保管等についての準則</p> <p>3 法第9条の14第2項の年少射撃資格講習修了証明書は、第1項の考査において70パーセント以上の成績を収めた者に対し、考査終了後に講習場所において交付するものとする。 <u>(クロスボウ射撃資格の不認定の通知)</u></p>	<p>命令書により行うものとする。 (年少射撃資格の不認定の通知)</p> <p>第27条の2 第19条の規定は、法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第15号様式の2の年少射撃資格不認定通知書」と読み替えるものとする。 (年少射撃資格講習会の開催)</p> <p>第27条の3 法第9条の14第1項の規定による講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）は、千葉市において原則として6月に1回以上開催するものとする。 (年少射撃資格講習会開催の公表)</p> <p>第27条の4 第13条の規定は、令第29条第1項の規定による公表について準用する。 (年少射撃資格講習会の日時、場所の通知等)</p> <p>第27条の5 年少射撃資格講習会の受講の申込みがあつたときは、当該申込者に対して講習用資料を交付するとともに、別記第15号様式の3の年少射撃資格講習通知書を交付して当該講習会の日時、場所等を通知するものとする。 (考査及び年少射撃資格講習修了証明書の交付)</p> <p>第27条の6 年少射撃資格講習会の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に考査を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による考査は正誤式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての50問とする。</p> <p>(1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任 (2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 (3) 空気銃の事故防止 (4) 空気銃の種類等 (5) 空気銃の使用、保管等についての準則</p> <p>3 法第9条の14第2項の年少射撃資格講習修了証明書は、第1項の考査において70パーセント以上の成績を収めた者に対し、考査終了後に講習場所において交付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>第27条の7 第19条の規定は、法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第15号様式の4のクロスボウ射撃資格不認定通知書」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(クロスボウ射撃資格の認定の取消し)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第27条の8 第26条の規定は、法第9条の16第2項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定の取消しをしようとする場合について準用する。この場合において、「別記第14号様式の教習(練習)資格認定取消通知書」とあるのは、「別記第15号様式の5のクロスボウ射撃資格認定取消通知書」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(空気銃又は拳銃及び拳銃部品等の預り書)</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(空気銃又はけん銃及びけん銃部品等の預り書)</u></p>
<p>第28条 法第10条の5第1項の規定による空気銃<u>又は拳銃</u>(当該拳銃に係る<u>拳銃部品</u>及び当該拳銃に適合する<u>拳銃実包</u>)を含む。以下この条において同じ。)の保管の委託を受けた者は、委託者に対して、当該空気銃<u>又は拳銃</u>と引換えに別記第16号様式の<u>空気銃・拳銃・拳銃部品等預り書</u>を交付するものとする。</p> <p><u>(銃砲等及び実包等保管状況報告書)</u></p>	<p>第28条 法第10条の5第1項の規定による空気銃<u>又はけん銃</u>(当該けん銃に係る<u>けん銃部品</u>及び当該けん銃に適合する<u>けん銃実包</u>)を含む。以下この条において同じ。)の保管の委託を受けた者は、委託者に対して、当該空気銃<u>又はけん銃</u>と引換えに別記第16号様式の<u>空気銃・けん銃・けん銃部品等預り書</u>を交付するものとする。</p> <p><u>(銃砲保管状況報告書)</u></p>
<p>第29条 法第10条の6第1項の規定による<u>銃砲等及び実包等</u>の保管状況の報告徴収は、別記第17号様式の<u>銃砲等及び実包等保管状況報告書</u>により行わせるものとする。</p> <p><u>(立入検査の通告)</u></p>	<p>第29条 法第10条の6第1項の規定による<u>銃砲</u>の保管状況の報告徴収は、別記第17号様式の<u>銃砲保管状況報告書</u>により行わせるものとする。</p> <p><u>(立入検査の通告)</u></p>
<p>第30条 施行規則第88条の規定による立入検査の通告は、別記第18号様式の立入検査通告書により行うものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要がある場合であつて関係者の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p><u>(銃砲の保管の設備又は方法の改善命令等)</u></p>	<p>第30条 施行規則第88条の規定による立入検査の通告は、別記第18号様式の立入検査通告書により行うものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要がある場合であつて関係者の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p><u>(銃砲の保管の設備又は方法の改善命令等)</u></p>
<p>第31条 法第10条の4第1項の規定により銃砲を保管する者に対し、法第10条の6第6項において準用する法第9条の7第3項の規定により当該銃砲の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第19号様式の銃砲保管状況改善等命令書により行うものとする。</p> <p><u>(猟銃等保管業者又はクロスボウ保管業者に対する保管の設備又は方法の</u></p>	<p>第31条 法第10条の4第1項の規定により銃砲を保管する者に対し、法第10条の6第6項において準用する法第9条の7第3項の規定により当該銃砲の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第19号様式の銃砲保管状況改善等命令書により行うものとする。</p> <p><u>(猟銃等保管業者に対する保管の設備又は方法の改善命令等)</u></p>

改正後	改正前
<p>改善命令等)</p> <p>第32条 法第10条の8第1項に規定する猟銃等保管業者<u>又は法第10条の8の2第1項に規定するクロスボウ保管業者に対し、法第10条の8第2項又は第10条の8の2第2項</u>において準用する法第9条の7第3項の規定により<u>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ</u>の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第20号様式の<u>保管業務改善等命令書</u>により行うものとする。</p> <p>(指示の通知)</p> <p>第32条の2 法第10条の9の規定による指示は、別記第20号様式の2の指示書により行うものとする。</p> <p>(<u>銃砲等又は刀剣類</u>の所持許可取消し)</p> <p>第33条 法第11条第1項から<u>第7項</u>までの規定による<u>銃砲等又は刀剣類</u>の所持の許可の取消しをしようとするときは、別記第21号様式の<u>銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(年少射撃資格の認定の取消し)</p> <p>第33条の2 法第11条の3第1項の規定による年少射撃資格の認定の取消しをしようとするときは、別記第21号様式の2の年少射撃資格認定取消通知書により行うものとする。</p> <p>(報告徴収書等)</p> <p>第33条の3 法第12条の3の規定による報告徴収は、別記第21号様式の3の報告徴収書により行わせるものとする。</p> <p>2 第9条の2の規定は、法第12条の3の規定により医師の診断を受けるべきことを命じようとする場合について準用する。</p> <p>(<u>銃砲等又は刀剣類の検査の通知</u>)</p> <p>第34条 法第13条の規定による検査の日時及び場所の通知は、書面により行うものとする。</p> <p>第3章 雑則</p> <p>(模造拳銃製造事業等の廃止の届出)</p> <p>第35条 施行規則第102条第5項及び施行規則第103条第2項の規定による模造拳銃又は模擬銃器の製造又は輸出の事業の廃止の届出をしようとするときは、別記第22号様式の模造拳銃(模擬銃器)製造(輸出)事業廃止届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>(発見の届出)</p>	<p>第32条 法第10条の8第1項に規定する猟銃等保管業者<u>に対し、同条第2項</u>において準用する法第9条の7第3項の規定により<u>当該銃砲</u>の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第20号様式の<u>猟銃等保管業務改善等命令書</u>により行うものとする。</p> <p>(指示の通知)</p> <p>第32条の2 法第10条の9の規定による指示は、別記第20号様式の2の指示書により行うものとする。</p> <p>(<u>銃砲刀剣類</u>の所持許可取消し)</p> <p>第33条 法第11条第1項から<u>第6項</u>までの規定による<u>銃砲刀剣類</u>の所持の許可の取消しをしようとするときは、別記第21号様式の<u>銃砲刀剣類所持許可取消通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(年少射撃資格の認定の取消し)</p> <p>第33条の2 法第11条の3第1項の規定による年少射撃資格の認定の取消しをしようとするときは、別記第21号様式の2の年少射撃資格認定取消通知書により行うものとする。</p> <p>(報告徴収書等)</p> <p>第33条の3 法第12条の3の規定による報告徴収は、別記第21号様式の3の報告徴収書により行わせるものとする。</p> <p>2 第9条の2の規定は、法第12条の3の規定により医師の診断を受けるべきことを命じようとする場合について準用する。</p> <p>(<u>銃砲刀剣類の検査の通知</u>)</p> <p>第34条 法第13条の規定による検査の日時及び場所の通知は、書面により行うものとする。</p> <p>第3章 雑則</p> <p>(模造拳銃製造事業等の廃止の届出)</p> <p>第35条 施行規則第102条第5項及び施行規則第103条第2項の規定による模造拳銃又は模擬銃器の製造又は輸出の事業の廃止の届出をしようとするときは、別記第22号様式の模造拳銃(模擬銃器)製造(輸出)事業廃止届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>(発見の届出)</p>

改正後	改正前
<p>第36条 法23条の規定による銃砲又は刀剣類を発見した場合の届出は、別記第23号様式の古式銃砲・刀剣類発見届を提出して行わなければならない。</p> <p>(不返還の通知)</p> <p>第37条 施行規則第107条の規定による一時保管をした銃砲等又は刀剣類を返還しないこととする旨の通知は、別記第24号様式の不返還通知書により行うものとする。</p> <p>(射撃教習実施状況の報告)</p> <p>第38条 法第27条の2第1項に規定する教習射撃場の設置者等は、各月の射撃教習実施状況を取りまとめ、その月の翌月20日までに別記第25号様式の射撃教習受講者名簿により報告しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。</p> <p>(技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間を定める規則の廃止)</p> <p>2 技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間を定める規則(昭和53年公安委員会規則第12号)は、廃止する。</p> <p>(聴聞および弁明の機会の供与に関する規則の一部改正)</p> <p>3 聴聞および弁明の機会の供与に関する規則(昭和42年公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記第4号様式中「処分に係る道路交通法第 条第 項」を「処分に係る 第 条第 項」に改める。</p> <p>別記第5号様式中「下記のとおり道路交通法第 条第 項」を「下記のとおり 第 条第 項」に改める。</p> <p>附 則(昭和57年7月2日公安委員会規則第11号) この規則は、昭和57年7月10日から施行する。</p> <p>附 則(昭和63年4月1日公安委員会規則第7号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年2月28日公安委員会規則第4号) この規則は、平成4年3月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成6年9月29日公安委員会規則第11号) この規則は、平成6年10月1日から施行する。</p>	<p>第36条 法第23条の規定による銃砲又は刀剣類を発見した場合の届出は、別記第23号様式の古式銃砲・刀剣類発見届を提出して行わなければならない。</p> <p>(不返還の通知)</p> <p>第37条 施行規則第107条の規定による一時保管をした銃砲又は刀剣類を返還しないこととする旨の通知は、別記第24号様式の不返還通知書により行うものとする。</p> <p>(射撃教習実施状況の報告)</p> <p>第38条 法第27条の2第1項に規定する教習射撃場の設置者等は、各月の射撃教習実施状況を取りまとめ、その月の翌月20日までに別記第25号様式の射撃教習受講者名簿により報告しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。</p> <p>(技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間を定める規則の廃止)</p> <p>2 技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間を定める規則(昭和53年公安委員会規則第12号)は、廃止する。</p> <p>(聴聞および弁明の機会の供与に関する規則の一部改正)</p> <p>3 聴聞および弁明の機会の供与に関する規則(昭和42年公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別記第4号様式中「処分に係る道路交通法第 条第 項」を「処分に係る 第 条第 項」に改める。</p> <p>別記第5号様式中「下記のとおり道路交通法第 条第 項」を「下記のとおり 第 条第 項」に改める。</p> <p>附 則(昭和57年7月2日公安委員会規則第11号) この規則は、昭和57年7月10日から施行する。</p> <p>附 則(昭和63年4月1日公安委員会規則第7号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年2月28日公安委員会規則第4号) この規則は、平成4年3月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成6年9月29日公安委員会規則第11号) この規則は、平成6年10月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成6年11月25日公安委員会規則第18号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年3月25日公安委員会規則第3号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日公安委員会規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年1月5日公安委員会規則第1号） この規則は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月30日公安委員会規則第2号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年4月1日公安委員会規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月31日公安委員会規則第9号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月9日公安委員会規則第2号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年12月3日公安委員会規則第14号） この規則は、平成21年12月4日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年9月25日公安委員会規則第10号） この規則は、平成24年9月28日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年2月27日公安委員会規則第3号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年3月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第4号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成6年11月25日公安委員会規則第18号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年3月25日公安委員会規則第3号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日公安委員会規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年1月5日公安委員会規則第1号） この規則は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月30日公安委員会規則第2号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年4月1日公安委員会規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月31日公安委員会規則第9号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月9日公安委員会規則第2号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年12月3日公安委員会規則第14号） この規則は、平成21年12月4日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年9月25日公安委員会規則第10号） この規則は、平成24年9月28日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年2月27日公安委員会規則第3号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年3月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第4号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>

改正後	
<p>附 則（平成30年10月19日公安委員会規則第8号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別 記 第2号様式（第5条）</p> <p style="text-align: center;"><u>銃砲等又は刀剣類製造事業廃止届出書</u> <u>販売</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">届出人 住 所 氏 名</p>	
主たる事務所の名称及び所在地	
事業所の名称及び所在地	
責任者の住所及び氏名	
廃止の理由	
事業廃止の（予定）時期	
返納の書類	1 <u>銃砲刀剣類製造等届出書</u> 2 使用人届出済証明書

改正前	
<p>附 則（平成30年10月19日公安委員会規則第8号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別 記 第2号様式（第5条）</p> <p style="text-align: center;"><u>銃砲刀剣類製造事業廃止届出書</u> <u>販売</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">届出人 住 所 氏 名</p>	
主たる事務所の名称及び所在地	
事業所の名称及び所在地	
責任者の住所及び氏名	
廃止の理由	
事業廃止の（予定）時期	
返納の書類	1 <u>銃砲刀剣類製造</u> <u>届出書</u> <u>販売</u> 2 使用人届出済証明書

改正後

改正前

第3号様式（第6条）

第3号様式（第6条）

亡失
人命救助等に従事する者届出済証明書盗難届出書
滅失

亡失
人命救助等に従事する者届出済証明書盗難届出書
滅失

年 月 日

年 月 日

千葉県公安委員会 様

千葉県公安委員会 様

届出人

届出人

住 所

住 所

氏 名

氏 名

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）			
所持の許 可を受け た者	住 所				
	氏 名				
	所持の許可に係る銃 砲又は クロスボウ	許可証番 号	種 類	番 号	
		型 式			
証明書番号及び交付年月日		第 号 年 月 日			
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
届 出 理 由					
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）			

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）			
所持の許 可を受け た者	住 所				
	氏 名				
	所持の許可に係る銃 砲	許可証番 号	種 類	番 号	
		型 式			
証明書番号及び交付年月日		第 号 年 月 日			
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日生		
	届出人との関係				
届 出 理 由					
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）			

改正後

改正前

第4号様式（第7条）

第4号様式（第7条）

亡失
盗難届出書
滅失
使用人届出済証明書

亡失
盗難届出書
滅失
使用人届出済証明書

年 月 日

年 月 日

千葉県公安委員会 様

千葉県公安委員会 様

届出人
住 所
氏 名

届出人
住 所
氏 名

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）	
使用人届出済証明書	事業者及び事業所所在地		
	証明書番号及び交付年月日	第 号	年 月 日
	所持できる銃砲若しくはクロスボウ若しくは刀剣類又は拳銃部品の種類		
	本 籍		
	住 所		
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
届 出 理 由			
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）	

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）	
使用人届出済証明書	事業者及び事業所所在地		
	証明書番号及び交付年月日	第 号	年 月 日
	所持できる銃砲刀剣類の種類		
	本 籍		
	住 所		
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
届 出 理 由			
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）	

改正後

第4号様式の2の2（第8条の3）

銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

申請人氏名

催しの名称		
主催者の氏名 又は名称		
概要		
開催	日時	
	場所	
銃砲等又は 刀剣類	所持の方法 又は態様	
	所持しよう とする理由	

備考 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第9号に掲げる者にあつては、「所持しようとする理由」欄に記載することを要しない。

改正前

第4号様式の2の2（第8条の3）

銃砲刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

申請人氏名

催しの名称		
主催者の氏名 又は名称		
概要		
開催	日時	
	場所	
銃砲又は 刀剣類	所持の方法 又は態様	
	所持しよう とする理由	

備考 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第9号に掲げる者にあつては、「所持しようとする理由」欄に記載することを要しない。

改正後

改正前

第4号様式の3（第8条の4）

第4号様式の3（第8条の4）

銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書（博物館等）

銃砲刀剣類所持状況等説明書（博物館等）

年 月 日

年 月 日

千葉県公安委員会 様

千葉県公安委員会 様

申請人氏名

申請人氏名

博物館等 の施設	名称	
	所在地	
設置者の氏名 又は名称		
<u>銃砲等又は</u> 刀剣類 の所持の方法 又は態様		

博物館等 の施設	名称	
	所在地	
設置者の氏名 又は名称		
<u>銃砲又は</u> 刀剣類の 所持の方法 又は態様		

改正後

改正前

第5号様式（第9条）

第5号様式（第9条）

証 明 書

証 明 書

年 月 日

年 月 日

法人の名称
所 在 地
代表者氏名

法人の名称
所 在 地
代表者氏名

下記の者は、業務のために銃砲等又は刀剣類を所持する者であることを証明する。

下記の者は、業務のために銃砲又は刀剣類を所持する者であることを証明する。

業所 務持 のす たる め者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
業務のため所持する銃砲等又は刀剣類の種類		

業所 務持 のす たる め者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
業務のため所持する銃砲又は刀剣類の種類		

改正後	改正前
<p>第6号様式（第10条）</p> <p style="text-align: center;">不 許 可 不 更 新 指 定 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p> <p>あなたから 年 月 日申請のあつた <u>銃砲等又は刀剣類所持許可（更新）</u> <u>指定（教習）（練習）射撃場指定</u> <u>猟銃等射撃指導員指定</u> <u>クロスボウ射撃指導員指定</u></p> <p>許可 については、次の理由により更新できないので通知する。 指定</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の 教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。</p>	<p>第6号様式（第10条）</p> <p style="text-align: center;">不 許 可 不 更 新 指 定 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p> <p>あなたから 年 月 日申請のあつた <u>銃砲刀剣類所持許可（更新）</u> <u>指定（教習）（練習）射撃場指定</u> <u>射撃指導員指定</u> について</p> <p>許可 では、次の理由により更新できないので通知する。 指定</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の 教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。</p>

改正後

第9号様式から第11号様式まで 削除

改正前

第9号様式及び第10号様式 削除
第11号様式 (第22条)

銃砲刀剣類等 受 領 書
けん銃部品

年 月 日

千葉県公安委員会 様

住 所 名
氏 名

下記^{仮領置}物件を確かに受領しました。
一時保管

物 件	数 量

改正後	改正前
<p>第13号様式（第25条） 教習資格不認定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p> <p>あなたから 年 月 日申請のあつた教習資格の認定について審査した結果、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法 <u>第5条の4第1項ただし書に規定第9条の10第2項第 号に定める者</u>に該当すると認められ、同法第9条の5第2項第9条の10第2項の規定により、認定することができないので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。</p>	<p>第13号様式（第25条） 教習資格不認定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p> <p>あなたから 年 月 日申請のあつた教習資格の認定について審査した結果、次の理由により</p> <p><u>銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者</u>に該当すると認められ</p> <p>同法第9条の5第2項第9条の10第2項の規定により、認定することができないので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。</p>

改正後	改正前
<p>第14号様式（第26条）</p> <p>教習 練習 資格認定取消通知書</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p> <p>あなたは、次の理由により <u>銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者</u>に該当すると認められ、同法 <u>第9条の10第2項第 号に定め</u>る者 <u>第9条の5第3項</u>の規定により、<u>教習</u>資格の認定を取り消したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p><u>備考</u></p> <p>1. <u>教習</u>資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第36号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納すること。詳しいことは、最寄りの警察署に問い合わせること。</p> <p>2. <u>行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。</u></p>	<p>第14号様式（第26条）</p> <p>教習 練習 資格認定取消通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p> <p>あなたは、次の理由により <u>銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者</u>に該当すると認められ、同法 <u>第9条の5第3項</u>の規定により、<u>教習</u>資格の認定を取り消したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p><u>注</u> <u>あなたに交付しました</u> <u>教習</u>資格認定書は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第36号の返納届出書に添えて速やかに返納してください。 <u>詳しいことは、最寄りの警察署でお尋ねください。</u></p> <p><u>備考</u> <u>行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。</u></p>

改正後

第15号様式の3（第27条の5）

年少射撃資格講習通知書

年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたから申込みのあつた年少射撃資格講習は、次により受講されるよう通知します。

講習の日時	
講習の場所	
備考	<p>1 講習当日、講習開始時間までに必ず受付を済ませてください。</p> <p>2 受付の開始時間は、 時 分です。</p> <p>3 この通知書は、受付に提出してください。</p> <p>4 受講者は、「<u>空気銃・空気拳銃取扱読本</u>」を持参してください。</p>

改正前

第15号様式の3（第27条の5）

年少射撃資格講習通知書

年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたから申込みのあつた年少射撃資格講習は、次により受講されるよう通知します。

講習の日時	
講習の場所	
備考	<p>1 講習当日、講習開始時間までに必ず受付を済ませてください。</p> <p>2 受付の開始時間は、 時 分です。</p> <p>3 この通知書は、受付に提出してください。</p> <p>4 受講者は、「<u>空気銃・空気けん銃取扱読本</u>」を持参してください。</p>

改正後

改正前

第15号様式の4（第27条の7）

クロスボウ射撃資格不認定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたから 年 月 日申請のあつたクロスボウ射撃資格の認定について審査した結果、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条（第2項から第4項までを除く。）の許可の基準に適合しないため同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当すると認められ、同法第9条の16第1項の規定により、認定することができないので通知する。

記

理由

(新設)

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

改正後	改正前
<p data-bbox="152 212 607 248"><u>第15号様式の5（第27条の8）</u></p>	<p data-bbox="1137 212 1218 248">（新設）</p>

改正後

クロスボウ射撃資格認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条（第2項から第4項までを除く。）の許可の基準に適合しないため同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当すると認められ、同法第9条の16第2項の規定により、クロスボウ射撃資格の認定を取り消したので通知する。

記

理由

備考

- 1 クロスボウ射撃資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第36号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納すること。詳しいことは、最寄りの警察署に問い合わせること。
- 2 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第16号様式（第28条）

改正前

第16号様式（第28条）

第 号

空気銃・けん銃・けん銃部品等預り書

年 月 日

委託者

様

空気銃又はけん銃の種類、番号及び数量

けん銃実包の数量

附属品名及び数量

けん銃部品の種類、番号及び数量

注 意 事 項

空気銃又はけん銃、けん銃部品及びけん銃実包の返還は、この預り書と引換えに行うことになるので、大切に保管すること。

.....切 取 線.....

空気銃・けん銃・けん銃部品等預り書控

第 号	
預り年月日	年 月 日

委託者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	空気銃又はけん銃の種類、番号及び数量	
	けん銃実包の数量	
	附属品名及び数量	
	けん銃部品の種類、番号及び数量	
	保 管 場 所	
	取 扱 責 任 者	

改正後

改正前

第 _____ 号

空気銃・拳銃・拳銃部品等預り書

年 月 日

委託者

様

空気銃又は拳銃の
種類、番号及び数量

拳銃実包の数量

附属品名及び数量

拳銃部品の種類、
番号及び数量

注 意 事 項

空気銃又は拳銃、拳銃部品及び拳銃実包の返還は、この預り書と引換えに行うことになるので、大切に保管すること。

.....切 取 線.....

空気銃・拳銃・拳銃部品等預り書控

第 _____ 号

預り年月日

年 月 日

委 託 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
空気銃又は <u>拳銃</u> の 種類、番号及び数量		
<u>拳銃実包</u> の数量		
附属品名及び数量		
<u>拳銃部品</u> の種類、 番号及び数量		
保 管 場 所		
取 扱 責 任 者		

第 1 7 号様式 (第 2 9 条)

第 1 7 号様式 (第 2 9 条)

改正後

(表)

銃砲等及び実包等保管状況報告書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

報告者

住 所

職 業

氏 名

(電話)

所持している銃砲等の種類及び数量	ライフル銃	ライフル銃以外の猟銃	空 気 銃	その他の銃砲	計
	クロスボウ 本	クロスボウ (産業等用) 本			丁 本
保管設備の場所	1 独立家屋 2 アパートの一室 3 間借り				
同居人の有無	1 有 (家族・他人) 2 無				
保管設備の種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他				
施錠設備	1 有 2 無				
保管設備見取図 (大きさ・材質等)	(写真貼付) 報告者と保管設備が共に撮影された写真を貼付すること。				
火薬類の貯蔵設備	1 有 2 無				

改正前

(表)

銃 砲 保 管 状 況 報 告 書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

報告者

住 所

職 業

氏 名

(電話)

所持している銃砲の種類及び数量	ライフル銃	ライフル銃以外の猟銃	空 気 銃	その他の銃砲	計
	丁	丁	丁	丁	丁
保管設備の場所	1 独立家屋 2 アパートの一室 3 間借り				
同居人の有無	1 有 (家族・他人) 2 無				
保管設備の種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他				
施錠設備	1 有 2 無				
保管設備見取図 (大きさ・材質等)	(写真ちよう付) 報告者と保管設備が共に撮影された写真をちよう付すること。				
火薬類の貯蔵設備	1 有 2 無				

改正後

保管業務改善等命令書

第 _____ 号

年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第2項の規定により、下記のとおり 保管
危害
の設備及び方法の改善を命ずる。
予防上必要な措置を執るべきこと

記

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
命令を行う理由		

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第20号様式の2（第32条の2）

改正前

猟銃等保管業務改善等命令書

年 月 日

千葉県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第2項の規定により、下記のとおり 保管の設
危害予防上必

備及び方法の改善を命ずる。
必要な措置を執るべきこと

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
命令を行う理由		

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第20号様式の2（第32条の2）

改正後

指 示 書

第 _____ 号

年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第 項の規定により、下記のとおり危害予防上必要な措置を執るよう指示する。

銃砲等若しくは は刀剣類の所 持者又は年少 射撃資格者	住 所	
	氏 名	
指 示 の 内 容		
指 示 を 行 う 理 由		

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の
教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第21号様式（第33条）

改正前

指 示 書

年 月 日

千葉県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第 項の規定により、下記のとおり危害予防上必要な措置を執るよう指示する。

銃砲刀剣類所 持者又は年少 射撃資格者	住 所	
	氏 名	
指 示 の 内 容		
指 示 を 行 う 理 由		

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の
教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第21号様式（第33条）

改正後

銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書

第 _____ 号

年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

年 月 日開催した聴聞の結果、銃砲刀剣類所持等取締法第11条第
項の規定により、次のとおり処分を決定したので通知する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
処 分 内 容	許 可 の 取 消 し			
	<u>銃 砲 等 又 は 刀 剣 類 の 種 別</u>	許 可 年 月 日	許 可 番 号	
処 分 理 由				

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の
教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

改正前

銃砲刀剣類所持許可取消通知書

年 月 日

千葉県公安委員会 印

年 月 日開催した聴聞の結果、銃砲刀剣類所持等取締法第11条第
項の規定により、次のとおり処分を決定したので通知する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
処 分 内 容	許 可 の 取 消 し			
	<u>銃 の 種 別</u>	許 可 年 月 日	許 可 番 号	
処 分 理 由				

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の
教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。